

「鳴門市自転車活用推進計画策定協議会」委員募集要項

協議会の目的

自転車活用推進法に基づく「鳴門市自転車活用推進計画」の見直しにあたり、市民から広く意見を取り入れるため、「鳴門市自転車活用推進計画策定協議会」を設置します。

募集人数

2名程度

応募資格

次の全ての条件を満たす方とします。

1. 鳴門市内に在住、在勤又は在学する者で、満18歳以上の方
2. 協議会において、政治的、宗教的及び営利的活動をしない方
3. 平日に開催される協議会に出席し、自転車の利活用について、広範な視点で積極的に発言していただける方
4. 市税等の滞納がない方
5. 現職の国、県、市の議会議員又は公務員でない方
6. 禁固以上の刑に処せられたことがない方。あるいは、禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過している方
7. 暴力団の構成員等でない方

※応募資格要件を満たしているかどうか、警察等に氏名等を照会することがありますので、あらかじめご了承ください。

応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、郵送又は持参により地域交通推進室までご提出ください。

※応募用紙は、地域交通推進室で配布するほか、市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

応募期間

令和7年6月2日（月曜日）から令和7年6月20日（金曜日）まで

応募受付等

1. 郵送の場合は、令和7年6月20日（金曜日）までの消印があるものに限り受け付けます。
2. 持参の場合は、応募期間中の平日の午前8時30分から午後5時15分までの間、受け付けます。
3. 応募書類は、返却しないものとします。

選考方法

1. 「面接審査」により選考します。面接の日程は応募者に随時通知します。
2. 選考結果については、7月下旬頃（予定）に応募者全員に文書で通知します。

業務内容等

1. 協議会の委員として、市の指定する日（平日）の協議会に出席し、鳴門市自転車活用推進計画の見直しについて、ご意見をいただきます。
2. 委員をお願いする期間は、その任務が達成された日までとなり、その間、必要に応じて計1～2回程度協議会を開催する予定です。
3. 協議会は、原則として公開で行われ、発言内容等については公表します。

その他

1. 収集した個人情報の取扱いには十分留意し、協議会の委員選考、運営等にのみ使用し、他の目的には使用しません。
2. 協議会の委員となり、協議会に出席された場合の報酬はありません。
3. 応募等に要する費用については、お支払いできませんのでご了承ください。

応募及び問い合わせ先

鳴門市 企画総務部 戦略企画課 地域交通推進室
〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 170
電話番号：088-684-1013
ファクス：088-684-1336